

表 1 住まいの総合支援事業の補助制度一覧

区分	制度名	制度概要	補助額 (補助率)	募集件数
新築	① 住宅づくり奨励金	省エネ住宅を建設・購入した若年世帯の人に補助します	20万円	先着 80件
	② 新 スマイル住宅補助金	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅または、きた住まいる住宅を新築する人に補助します	20万円	先着 50件
	③ 改 ユニバーサルデザイン住宅新築補助金	市が定めるユニバーサルデザイン基準に適合する住宅を建設する人に補助します	20万円	先着 10件
リフォーム	④ 住まいの改修助成金	空き家を含めた住宅の長寿化や、省エネルギー化などへの改修により、住宅性能が向上する工事を行う場合、その費用の一部を助成します	5万円	第1回 終了 第2回 150件 第3回 100件
	⑤ 改 ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金	住宅の床面積を増やし、その部分またはその部分を含めてユニバーサルデザイン化する工事に対し、工事費用の一部を補助します	上限 20万円 (50%)	先着 5件
	⑥ ユニバーサルデザイン住宅改造補助金	在宅身体障害者または身体機能が低下した高齢者が、良好で快適な生活ができるよう、住宅を改造する人に工事費用の一部を補助します	上限 40万円 (80%)	先着 35件
	⑦ 耐震診断補助金	居住している所有者が、耐震診断を行う場合、その費用の一部を補助します	上限 5万円 (50%)	先着 8件
	⑧ 耐震改修補助金	耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断され、耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します	上限 30万円	先着 3件
	⑨ 新 空家改修補助金	北海道空き家情報バンクに登録されている空き家を購入した人に対し、改修工事費用の一部を補助します	上限 30万円 (30%)	先着 5件
	⑩ 新 特定空家解体補助金	住宅性能が著しく低下している特定空家の、解体工事費用の一部を補助します	上限 50万円 (80%)	先着 5件
解体	⑪ 新 旧耐震住宅建替え補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える場合、その費用の一部を補助します	上限 30万円 (23%)	先着 5件

住まいの悩みを トータルサポート

住まいの総合支援事業

空き家対策、ユニバーサルデザイン住宅や木造住宅の耐震化などを支援する、各種補助制度のほか、ワンストップ相談窓口を開設し、住まいに関して総合的に支援します。

問い合わせ 建築指導課 (市庁舎6階、☎65・4180)

住まいの総合支援事業



市では、誰もが暮らしやすい快適な住環境づくりのため、新築住宅の質の向上や既存住宅の活用を進めています。

全国的に問題となっている空き

家の対策のほか、木造住宅の耐震化の促進、相談窓口の拡充など、これまでの住宅事業を見直し、住まいに関して総合的に支援します。

きた住まいる住宅などへの補助制度を新たに開始しました。また、ユニバーサルデザイン住宅を新築する人への支援を、貸し付け制度から補助制度に見直しました。(表1の①～③)

省エネ住宅に対する補助制度を実施するほか、長期優良住宅や、年3月31日までに確認申請を行っ

た住宅が対象です。なお、住宅づくり奨励金は、平成29年度で補助制度を終了します。

② スマイル住宅補助金は、平成29年4月1日以降に工事着手する住宅が対象です。

住宅のリフォームを支援する

これまでの各種補助制度に加え、住宅を増改築してユニバーサルデザイン化する工事に対する支援を貸し付け制度から補助制度に見直したほか、空き家の改修に対する補助制度を新たに開始しました。(表1の④～⑨)

昭和56年5月31日以前に建築された住宅で④～⑥の補助制度を申請する場合には、市が実施する「無料耐震簡易診断」を受ける必要があります。

住宅の解体を支援する

住宅性能が著しく低下している空き家の解体や、耐震性能が低い住宅の建て替えに対する補助制度を新たに開始しました。(表1の⑩、⑪)

⑩ 特定空家解体補助金を申請する場合、市が行う事前調査を受ける必要があります。

事前に制度内容、申請方法を確認してください

対象となる工事や、申請に必要な書類など、詳細は建築指導課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。また、ユニバーサルデザイン住宅への改造と、耐震改修を同時に行う工事などの場合、補助制度の併用が可能な場合もあります。併用する場合には、それぞれの条件を満たす必要があるので相談してください。

補助制度を活用できる改修例

ユニバーサルデザイン改修

トイレのバリアフリー化



洗面化粧台の車椅子対応

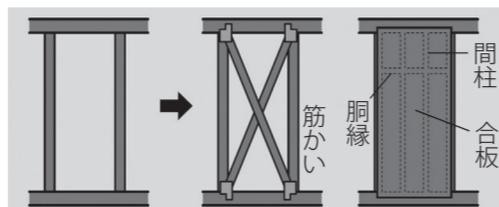
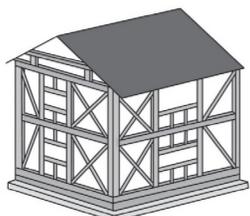


スロープや手すりの設置



耐震改修

壁の補強:筋かいや構造用合板での補強



断熱改修

壁の断熱改修



内窓設置

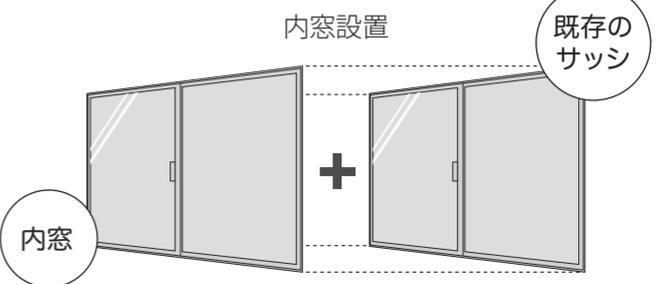


表 2 住まいに関する相談窓口一覧

制度名	相談できる内容	日時・場所
① 住まいの総合相談窓口	新築やリフォーム、空き家、ユニバーサルデザイン住宅や耐震など、住宅に関する各種相談(無料)	日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時45分～17時30分 場所 市庁舎6階、建築指導課
新 ② 住まいのワンストップ相談窓口	空き家を含めた、住まいの売却・相続・管理・リフォームなどの相談(無料)	日時 毎月第2日曜日、第4火曜日 13時～16時(事前予約制) 場所 市庁舎10階、市民文化ホール、とかちプラザ
③ ユニバーサルデザイン住宅相談会	住宅の増改築・改造などにおける、ユニバーサルデザインに関する相談(無料)	日時 毎月第2・第4水曜日 13時～16時 場所 市庁舎10階
④ 無料耐震簡易診断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅への耐震簡易診断	日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時45分～17時30分 場所 市庁舎6階、建築指導課

住まいに関する相談窓口



「住宅の新築やリフォームをしたいけれど、どんな支援制度があるのか分からない」「空き家の利活用を相談したい」「自宅の耐震性に不安がある」「賃貸契約でトラブルになっている」「などで困っていませんか。」

新築やリフォーム、空き家、ユニバーサルデザイン住宅や耐震に関する相談について、各種相談窓口などを設置しています。また今年度からは、新たに各分野の専門

家が相談に応じる「住まいのワンストップ相談窓口」を開設しました。(表2)

① 住まいの総合相談窓口

住まいに関するさまざまな情報を、総合的に提供する窓口です。相談内容に応じて、各種補助制度を案内したり、住まいのワンストップ相談窓口や、その他の担当窓口、専門の相談先を紹介します。

② 住まいのワンストップ相談窓口

市役所などの窓口では解決が難しい、空き家を含めた住まいに関

する相談に、専門家が応じます。事前に電話で建築指導課へ申し込みください。

相談体制 弁護士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・社会福祉協議会など

6月の相談日・場所

▽6月11日(日)、市民文化ホール(西5南11) ▽27日(火)、市庁舎10階、いずれも13時～16時

③ ユニバーサルデザイン住宅相談会

住宅の増改築・改造について、各分野の専門家がユニバーサルデザインの視点で助言します。

相談体制 理学療法士・作業療法士・一級建築士・看護師・介護福祉士・保健師

④ 無料耐震簡易診断

住宅の耐震性の目安を把握するための、次の全ての要件を満たす木造住宅の耐震簡易診断を、無料でを行います。

対象住宅

- 市内にある、所有者が自ら居住している住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 地上2階建て以下で、延べ床面積が500平方メートル以下の在来軸組構法で建てられた住宅

国・北海道などの制度紹介



住宅の建設・購入やリフォームの優遇制度なども紹介しています。詳細は建築指導課にお問い合わせください。

マイホーム借上げ制度

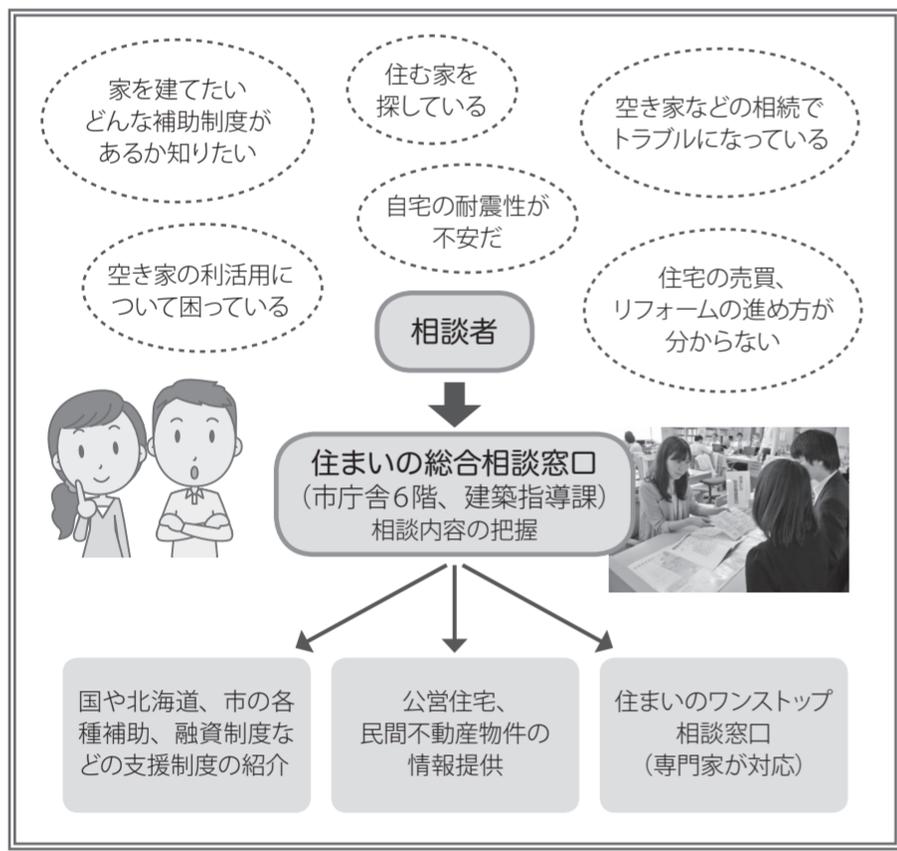
50歳以上の人のマイホームを、本人が指定した期間で借り上げて転貸し、安定した賃料収入を保証します。これにより、自宅を転売することなく、住みかえや老後の資金として活用できます。

問い合わせ 移住・住みかえ支援機構(☎03・5211・0757)

北海道空き家情報バンク

北海道の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅の

住まいの総合相談窓口のイメージ



「住まいの情報」を配布中

住まいに関する情報をまとめたパンフレットを、住まいの総合相談窓口、各コミセンなどで配布しています。市ホームページにも掲載しているのでご覧ください。



帯広市 住まいの総合相談窓口 検索

各種専門相談窓口を紹介



相談内容に応じて、住宅に関する専門の相談窓口を紹介します。

欠陥住宅などに関する相談

国土交通大臣から指定を受けた住宅相談の専門窓口。欠陥住宅、シックハウス症候群について、住宅の新築や購入時のアドバイザー、リフォームの見積り相談など、住宅に関する相談に応じます。

問い合わせ 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 電話相談窓口(☎0570・016・100)

契約のトラブル

住宅の契約に関するトラブルの相談などに応じます。

問い合わせ 帯広市消費生活アドバイザーセンター(西4南13、とかちプラザ内、☎22・8393)